

労審発第1520号  
令和5年8月28日

厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

労働政策審議会  
会長 清家 篤



令和5年8月25日付け厚生労働省発雇均0825第2号をもって諮問のあった「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

令和5年8月28日

労働政策審議会  
会長 清家 篤 殿

勤労者生活分科会  
分科会長 山本 眞弓

「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和5年8月25日付け厚生労働省発雇均0825第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。